

中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルの概要

- 市町村が、法及び基本方針に基づき基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定の申請を行うにあたり、必要となる
手続、認定基準の解説、基本計画作成のポイント、支援措置の概要等を取りまとめたもの

＝認定の際のポイント＝

- ①基本計画が、地域住民等様々な主体を巻き込み、十分な協議が行われ理解を得て作成され、地域ぐるみで取り組むこととなっていること。
- ②基本計画に掲げる事業等が、厳選されたものとなっていること。
- ③基本計画に記載された具体的な取組の効果が発現する時期等を考慮して計画期間が明確に定められていること。
- ④中心市街地の区域が、各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう定められていること。
- ⑤基本計画に記載された事業等が、円滑かつ確実に実施され、活性化に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

I. 中心市街地活性化基本計画の認定制度の概要

○基本計画の作成段階から認定・変更等までの流れ

- ①事前相談
 - ・内閣府担当室、関係府省庁(地方支分部局を含む)において受付
- ②基本計画の作成
- ③基本計画の認定申請
- ④基本計画の認定
 - ・認定に関する処分にあたっての留意事項
- ⑤認定基本計画の変更等
 - ・計画内容の変更、市町村合併に伴う変更などの考え方
 - ・認定の取消、認定基本計画の実施状況の評価

II. 基本計画の認定基準の解説

○法9条第6項各号の規定による、認定基準の解説

(第1号基準)基本方針に適合するものであること

- ・基本方針の中で認定基準として記載されている事項の考え方
- ・位置及び区域の設定、中心市街地の数、一体的推進のための体制、
地方都市における準工業地域の扱い等の考え方
→都市計画法の全面施行までの間の経過措置について

(第2号基準)当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の 活性化の実現に相当程度寄与するものと認められること

- ・中心市街地の活性化を実現するために必要な各種事業の考え方

(第3号基準)当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- ・事業等の主体が特定され、実施スケジュールが明確であること
についての考え方

III. 認定と連携した支援措置等に関する解説等

○関係行政機関の長による同意について

- ・認定の際に必要な関係行政機関の長の同意の考え方

○認定と連携した支援措置等

- ・法に定める特別の措置
- ・認定と連携した支援措置
(認定と連携した特例措置、認定と連携した重点的な支援措置)
- ・中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

IV. 認定申請手続き

- 認定申請等に必要書類
- 認定申請書類の作成要領
 - ・基本計画に記載すべき事項についての留意点等
- 添付資料、その他の事項

V. 基本計画の認定と連携した支援措置等

- 基本方針第2章5. 及び基本計画認定申請マニュアルⅢ. で整理した認定と連携した支援措置等について